

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県東臼杵郡椎葉村

2 構造改革特別区域の名称

椎葉村どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

宮崎県の北西、東臼杵郡の西部、九州山脈の中央部に位置し、東西27km、南北33kmで、西側は熊本県に面している。総面積は537.29km²でその94%は森林で占められ、九州屈指の国見岳、市房山をはじめ標高1,000mを超える山岳が重畳し、これに源を発する耳川、小丸川が西から東流し、一ツ瀬川は北から南に流れている。

気象は、温暖地域に属し、平均気温14.9℃、降水量2,414mmの高層冷涼多湿地帯で、日照時間は短く、降霜期間は11月中旬であるが4月上旬に晩霜があり農作物に被害を与えることがある。積雪は北西部の五ヶ瀬町、熊本県寄りの山岳地帯に多く、交通途絶もしばしばで寒気は厳しい。

交通状況は、村域の中央を南北に縦断する国道265号、南部を東西に横断する国道388号、中央より西に横断する国道327号がそれぞれ通っている。最寄りの鉄道は、日向市にあるJR日向駅で、村の中心部から約70km（車で1時間30分）の位置にある。

(2) 人口

人口は、昭和35年の10,879人をピークに減少の一途をたどり、昭和62年11月には、5,000人台を割り込み4,988人となり、令和2年10月に至っては、2,506人となっている。なお、国勢調査による人口減少率は平成27年対令和2年比で10.8%となっている。

人口減少の要因は、林業の不振など、慢性的な経済情勢の悪化によるが、中学校卒業者の進学や就職、少子化などにも起因している。また、高校生が自宅通学できないことが、これに一層拍車をかけている。一方、一部I・Uターン現象も見られるが安定的な就労の場がないため、再就職で転出することが多く、依然として若年

層を中心とした人口流出が続いている。

(3) 産業

村土の96%が森林で占めており、耕地面積が僅か1%にも満たないことから、山林に依存する度合いが強く、林業を中心とした産業振興が展開されているが、近年産業構造に変化が見られるようになった。

平成2年に第一次産業42.2%、第二次産業22.8%、第三次産業30.5%であった産業別就業構造が、令和2年には、第一次産業33%、第二次産業18.5%、第三次産業48.5%となり、第一次産業から第三次産業への就業の移行が顕著である。第一次産業の就業者数の落ち込みは、林業就業者の減少に起因するところが多く、林業の不振や従事者の減少を示している。第三次産業の割合は増加しているが、観光業である宿泊サービス業については、高齢化や跡継ぎ不足により従事者数の減少が続いている。

(4) 農業

令和2年農林業センサスによると総農家戸数は382戸で、このうち専業・兼業農家数は208戸で全農家の54.5%を占めている。また、全農家の62%が、経営耕地面積0.5ha未満と狭小で、標高300m～1,100mに散在しており生産性も低い。田の総面積は約60haで、ここ20年ほどで4割減少しており、稲作農家は170戸ほどである。

近年は夏季冷涼な気象条件を活用した立体園芸が生産団地を中心に展開され、拡大傾向にある。農家の動向として、平成27年対令和2年の総農家戸数を比較すると121戸減少しており、同農業者数で231人(△32%)と減少が著しく、過疎、高齢化、後継者の育成確保などが大きな課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は、雄大な自然をはじめとする巨樹巨木や棚田から、上椎葉ダム、平家伝説、神楽や民謡ひえつき節といった伝統芸能、交流拠点施設カテリーエと多くの観光資源を有している。また、縄文時代より伝わる伝統的焼き畑農業を日本で唯一伝承しており、平成27年に国連食糧農業機関(FAO)が定める世界農業遺産に認定された。この資源の機能を活用し、住民と都市との交流空間としての整備を進めるなど、その本来の機能を生かした一味違った山地観光の振興を図っている。

一方、旅館・民宿の高齢化や後継ぎ不足による観光客の受け入れ体制確保が課題となっており、サービス向上や人材の育成など、顧客ニーズに対応した魅力ある宿泊環境づくりが求められている。

本特例措置を活用し、本村域内でどぶろくの製造や提供が行われることにより、民

宿等を営む農業者の収入の安定化のみならず、6次産業化による新たなブランド創出や雇用創出などにつながり、少子高齢化が進んでいる本村の地域活性化や都市部との交流人口の増加が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本村は、未来に渡って持続し続けるために「第2期まち・ひと・しごと創生椎葉村総合戦略」を策定した。村民が「いきいきと働けるむら」を創るため、労働力の確保対策や持続的な地域独自の起業創出と地域の魅力のブランド化、安心して働ける環境づくりを推進している。また、世界中との「つながり・新しい人の流れ」を創るため、「U・Iターン」の促進や本村とのつながりの構築のための関係人口創出に取り組んでいる。

構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、自ら生産した米を原料としたどぶろくを製造する農家民宿が増え、郷土料理の一品に加えて提供することで新たな観光客誘致を目指す。また、農家民宿において、田畑や休耕田を活用した稲作等を農業体験としてメニュー化し、また併せて本村の伝統農法の焼畑を紹介することで、食料が生産されることの大切さやありがたみを肌で感じることができるよう取り組みを行う。どぶろくという新たな特産品を生産することで本村を訪問するきっかけとし、交流人口の増加、農産物の地産地消、農業・観光の活性化することを目標とする。

また、本村を代表する「椎葉平家まつり」のほか、イベント等においてどぶろくを提供し、地域の魅力を伝えることで、更なる交流・定住人口の増加など、地域の活性化につなげることを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 特区認定による農家経営の多角化

現在は、民宿を営んでいる農家1軒が今回の特区認定を活用したどぶろくの製造を計画している。他にも興味を示している事業者があり、5年後には2事業者、10年後には3事業者へと増える見込み。

特区を生かして新たな事業への参入を行う農業者が増えれば村の活性化につながり、副収入としての定着が見込まれる。

数値目標（単位：事業者）

経過年数	現在	令和5年	令和9年	令和14年
事業者数	0	1	2	3

(2) 特区認定による新たなブランドの創出

本村ではこれまで酒類製造者はいなかった。本村初となる酒類製造として、民宿等を営む農業者が自家栽培した米でどぶろくを製造し、観光客に提供・販売することにより、本村の魅力ある新たなブランドとしてアピールが可能となる。

数値目標（単位：リットル）

経過年数	現在	令和5年	令和9年	令和14年
どぶろく製造数量目標	0	200	500	1,000

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「どぶろく」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

①事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

②事業が行われる区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域

③事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載した者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたどぶろくの提供を通じて地域の活性化を図るために、どぶろくを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてどぶろくを製造しようとする場合には、酒税法第7条第2項に規定する酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

特例適用により、上記1の特定事業を行うことで、米の付加価値や新たな特産品「どぶろく」の開発が可能となり、その効果により休耕田の活用、農業所得の向上が期待できる。さらには、どぶろくを目当てに訪れる観光客の増加につながり、本村の地域振興の一助となることが期待できる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。